

学校における防火安全対策の徹底を目的とした特別査察の実施について

1 概要

令和8年6月19日に東京都北区の小学校において、多数の負傷者を伴う火災が発生しました。本火災における出火原因は東京消防庁において調査中ですが、これを受け令和8年6月26日に総務省消防庁より、「学校における防火安全対策の徹底について」の通知が発出され、防火管理体制をはじめとした防火安全上の重点事項について、該当となる建物に対し恵庭市火災予防規程第13条第4号に規定する特別査察を実施しました。

2 特別査察の対象となる建物

消防法施行令別表第1に掲げる6項二(幼稚園)および7項(学校)

3 対象件数

幼稚園5園、小学校8校、中学校5校、高等学校3校 計21校(園)

4 重点項目(添付資料参照)

総務省通知:「学校における防火安全対策の徹底について」
令和8年6月26日消防予第283号

5 実施期間

令和8年6月29日から令和8年8月10日

6 指示事項について

指示事項のあった学校等へ通知済み

以上